

安全衛生管理計画書

当該工事（作業所）の環境条件
及び異常時の措置を含めた労働災

害に即応した安全衛生管理活動及
び作成する。

1. 記載内容

- (1) 安全衛生管理の基本方針
- (2) 労働災害防止重点目標
- (3) 安全衛生管理計画表
- (4) 安全衛生管理体制
 - 安全衛生管理組織
 - 安全衛生協議会
 - 安全衛生協議会会則
 - 緊急連絡体制
 - 防火管理組織
 - 自衛消防隊組織
- (5) 作業所定例業務
- (6) 作業所規則
- (7) 衛生・環境管理
- (8) 安全衛生教育
- (9) 安全衛生点検
 - 点検方法
 - 結果の是正・報告
 - 持込機械管理
- (10) 資格業務
 - 有資格業務
 - 作業指揮者・監視員等
- (11) 第三者災害防止対策
- (12) 協力会社指導

2. 安全衛生管理の基本方針

店社安全衛生管理の基本方針
作業所で実施する安全衛生

人命尊重の理念に徹し、当作
で工事を完成させるために安
全員が一体となって安全衛生
力する。

- (1) 目 標
 - 全工期無事故・無災害を
（無災害延労働時間
- (2) 重点実施事項

目標を達成するために、次の項目を実施し安全衛生管理を推進する。
危険要因を排除して安全な作業場所を作る。

無事故・無災害で完成させるために
（所長方針）を記載する。

然に防止し、全工期無事故・無災害
作業所従業員・協力会社及び作業員
よい環境の職場を形成するために努

内容イメージ

各人の役割分担を明確にして最善の安全を行う。
末端作業員に至るまで、企業の安全衛生意識の向上に努力する。

3. 労働災害防止重点目標

当該作業所の基本方針・労働災害防止項目を記載する

法等を考慮し、作業所で実施する労働

労働災害防止重点目標

(1) 墜落災害防止

内部・外部の足場を完
開口部は手摺、巾木を
高所（2m以上）作業
作業床・安全通路・昇

る。
安全帯を使用する。

(2) 飛来落下防止

外部足場養生、朝顔、
玉掛作業の管理。
高さ3m以上からの材

(3) 取扱運搬災害防止

場内外の整理整頓。
安全通路の確保。
照明設備の完備。
玉掛作業の基本。

(4) 機械関連災害防止

使用機械の定期点検完
取引業者持込機械の入
運転免許、玉掛資格者
運転者、玉掛者との合
アウトリガー張出しと

(5) 健康障害防止

職業性疾病の予防として、
を快適に保つための管理と
い、作業所で働く作業員の

職場から排除する目的で作業環境
ための管理とを合せた総合管理を行
かつ維持させる。

(6) 労働安全衛生管理組織の

職業性疾病の防止対策を効
点・対策を十分検討し対応
性を認識し、作業所で実施

会等で当該作業所での衛生上の問題
すべての関係者が労働安全衛生の重要
とする。

(7) 粉塵障害（鉱物性粉塵）防

掘削作業、屋内ま
粉塵等発散を伴う作業
屋内の清掃作業に際し

るコンクリート等のはつり作業で
使用させる。
粉塵の発生を極力減少させる。

(8) 振動、騒音障害防止

振動工具類は、振動の
行させる。

指導するとともに点検・整備を励

振動作業に従事する作
栓・耳覆い等を使用す
騒音の発生源は覆う等

レベル以上の騒音を伴う場合には耳

雇用主に対し特殊健康診断を実施し、異常者の早期発見に努め、適正な健康管理を行
うよう指導する。

内容イメージ

(9) 有機溶剤中毒防止

作業主任者を配置し、その者の直接指揮下で作業させる。

新規入場者受入教育時
ついて教育する。

塗料・接着剤・シーリ
の流通が良い環境を維
地下室・コア部等空気

剤の性質・有害性・取扱い方法等に

を使用する作業には、新鮮な空気

には、有効な換気設備を設ける。

(10) 酸素欠乏症等防止

酸素欠乏の恐れがある場

(11) 女子・年少者（18歳未満
定されている時間外労働
する。また年少者（18歳
せない。

置を実施する。

る女子従業員は、労働基準法で規
休日作業の禁止等の就業制限を厳守
法で規定されている業務に就業さ

(12) 腰痛防止

資材等の運搬は、計画
運搬・組立等の共同作
予防体操を積極的に行

なるべく人力運搬を避ける。

引無理な作業をさせない。

安全衛生管理計画表

工事開始から竣工まで、進捗状
ら検討し、作業所で実施する防

言・事故の防止対策をあらゆる面か

記載内容

(1) 作業工程	そ
(2) 主な作業	上
(3) 予想される 労働災害・事故	上 多
(4) 防止対策	予 策
(5) 安全行事	工 行

ら竣工まで
作業
う、労働災害・事故を出来るだけ
対して作業所で対応すべき防止対
て実施する各種安全衛生に関する

内容イメージ

安全衛生管理体制

(1) 安全衛生管理組織

作業所職員だけでなく、作
明確にした安全衛生管理組

を参加させ、各人の役割・責任を
衛生管理の活性化に努力する。



協力会社（関係請負人）

会社名	安全衛生責任者

名	安全衛生責任者

策定した議題を労働安全衛生協議会へ提出し、決定した事項は末端作業員まで周知させる。

(2) 安全衛生協議会

労働安全衛生法に基づき設置しなければならない。また、協議会の構成員は元請職員と協力会組織する。
運営は当該作業所の労働災害防止委員会にて具体的な実施事項を策定し実施する。

たすべての会社の事業者をもって

いて具体的な実施事項を策定し実施

安全衛生協議会組織（災害防止

会長（

顧問（得意先など）

副会長 **工務店**

会計・幹事

相談役（店社安全課長）

地方安全衛生管理者

会 員						
会 社 名						
安 全 衛 生 責 任 者						

会 員 { 元請職員 }				

内容イメージ

(3) 安全衛生協議会会則

安全衛生協議会会則

(名称・所在地)

第1条 この協議会は、
建設株式会社

(目的)

第2条 この協議会は、建設
等で構成し、労働災害
実施されるよう作業所

(構成)

第3条 協議会は下記の役員及

1. 会長
2. 副会長
3. 顧問
4. 相談役
5. 庶務会計幹事
6. 幹事
7. 会員

(役員の職務)

第4条 1. 協議会の会長には、
2. 副会長は会長を補
副会長は元方安全
会長が指名する。
3. 幹事は作業所の各
4. 庶務・会計幹事は
備、議事録の作成
5. 役員の任期は、本

(会員の義務)

第5条 1. 会員は協議会が開催
出席できない場合
させることができ
2. 会員は統括安全衛生
または勧告に対し
除去に努めなけれ
3. 会員は協議会の決議

(協議会の開催)

第6条 協議会は毎月1回()
とができる。
幹事が開催を求めると

(幹事会の開催)

第7条 前条に定める協議会の
る。

(協議事項)

第8条 協議会では下記の事項について協議決定する。

と称し、事務所を作業所内に置く。

青負う協力会社(直営業者を含む)
的な施策を協議し、これが積極的に

る)
る)

ハ、協議会を代表して会務を統括す
場合、会長に代って副会長が業務を
士(直営業者を含む)の代表者から
含む)の代表者から互選する。
間の連絡調整、協議会の開催・準
の庶務事項を司る。
期間とする。

。 出
て、その許可を得て代理人を出席
し、安全・衛生管理上の指導事項
自ら不安全箇所及び状態の発見・
に協力しなければならない。

と認めたときは臨時に開催するこ

ときは幹事会を開催することができ

1. 全工期及び月間安全衛生管理計画の検討
2. 統括安全衛生責任者による職務執行上の改善事項は要望
3. 従業員、作業員に対する
4. 従業員、作業員の作業
5. 安全衛生協議会からの
6. その他災害防止

(決定事項の実施)

第9条 協議会での決定事項は
じて実施する。

決定事項の実施を指名

(記録の保存)

第10条 協議会の出欠者、決
(会費) 会員は本会設立

第11条 会費は本協議会の運
つど庶務・会計幹事

(実施の日)

第12条 この協議会会則は平
(注)第4条の幹事は

内容イメージ

現を図るとともに、各々職制を通

その旨報告する。

いて記録し保存する。

を納入する。

充当するものとし、協議会開催の

施する。

作業所定常業務

実状に即した毎日・毎週・毎月
 する。なお、日常業務には始業点

作業所定常業務（安全施工サイ

と動（安全施工サイクル）を規定す
 れる。

業 務		曜
日 常	朝礼・体操 KY ミーティング 統責者巡視 安全パトロール 職員打合せ 安全工程打合せ 作業終了時片付け 終業時確認	
週 例		
月 例	災害防止協議会 安全大会 工程会議 月例点検	第 第 第
不 定 期	新規入場者受入教育 持込機械点検許可 救急訓練 防火訓練 健康診断 店社安全パトロール	随 そ 随 随 随

参 加 者	
全員	
全員 統括安全衛生責任者 安全当番 職員 職員・協力会社責任者 全員	
職員 職員・協力会社責任者 安全当番	
職員・協力会社代表者 全員 職員・協力会社責任者	
該当者 該当者 全員 全員 全員 店社・協力会社安全担当者等	

内容イメージ

作業所規則

入場する協力会社の作業員に作
べき事項等を定める。また、既
を加味して作成する。

作業所規則

作業時間 始業 8:00
休憩 10:00
12:00
15:00

作業員の就労 協力会社は職
職長は朝礼後
日作業の安全

作業服の整備 全員安全帽・
朝礼時、作
所定の喫煙

喫煙 個人名をバ
標識・表示 有資格者は
足場、荷取材

整理・整顿 入場資材は
て残材集積
資材の運搬
安全通路・

清掃 作業員詰所、
機器の検査 持込み機械等
ける。

保護具の点検 安全衛生責任

衛生・環境管理

健康管理・作業環境の整備の
に有害業務（有機溶剤・酸欠

衛生・環境管理

(1) 健康診断

- ・受入教育時に協力会社事業主
- ・未実施の場合、直ちに実施す

(2) 健康相談.....随時受け 血圧測定

健康異常者に対する相談、健康診断結果による受診を指導する)

(3) 環境整備.....快適な作業環境を維持するために下記を行う。

詰所、便所の清掃（当番制）

内容イメージ

等)を勘案し、作業時間及び守る
き・増築等の場合、発注者側の規定

尊・教育・安全管理を義務付ける。
ハ、作業員の健康状態を把握し、当
。

長行・作業中のくわえ煙草は厳禁。
等に記入。
ノ等を貼る。

最大積載荷重を示した看板を明示。
I責任者、つり上げ荷重・積載荷重

開口部・作業床等の端部に注意看

その発生材は発生者が責任をもつ

く行う。

ハ。

清掃に務める。

請書」を提出し、担当者の点検を受

換を行う。

キ・対策等について記載するととも
その対策を具体的に記載する。

救急用品、薬品の整備
喫煙場所の設定
防火設備の設置（消火
防火管理、自衛消防組
救急・防火訓練の実施
衛生保護具使用の励行

安全衛生教育

協力会社作業員に対する教育は
全衛生教育は、当該作業所に於

作業員の安全衛生意識の高揚を
作業員に対する法定教育は直接
の充実・効果の向上を図る。

(1) 受入時教育

新規入場者は受入れ教育
とともに有資格者の確認

(2) 特別教育

必要に応じ「特別教育」を

(3) 朝礼・KY ミーティング・3

作業主任者・作業指揮者・

明確な作業指示（作業

使用材料・工具の確認

保護具の使用の周知

墜落防止設備の確認

制限荷重規則の周知

連絡、合図の周知

有資格者を必要とする

作業終了時の整理整頓

(4) 各種安全標識、ポスター類

(5) 安全成績優秀の会社・個人

(6) 安全放送・スライド・ビデオ

安全衛生点検

機械・設備の点検者・実施方法
持込機械の管理方針等も記載す

(1) 点検方法

作業所内の設備・機械・

内容イメージ

るが、法規上義務付けられている安
及び方針について記載する。

ために次の教育を行う。

るが、当社が指導援助を行い、内容

規則・特殊注意事項等を説明する

通じ、協力会社の安全衛生責任者・
こ応じた安全衛生教育を実施する。

り点検

についての是正・報告措置、協力会社

次の点検を実施する。

実施者	対象	頻度	記録	備考
統括安全衛生責任者	工事全般	毎日	安全衛生日誌	統括巡視

			1
特別教育	建設用リフ		
	アーク溶接		
	電気取扱者		

第三者災害防止対策

第三者に対する災害防止の方法
載する。対策は下記の事項につ

- (1) 近隣、第三者に対する措置
- (2) 工事用車両及び通勤車両の
- (3) 工事用出入口の管理

第三者災害防止対策

当該作業所は広い通りに面して
近隣も接近しているため、何よ
つについては、工事中は近隣の人々
た工事用車両等の出入りに際し

等の運行管理の方法、安全計画を記
載ましい。

また通行人も多い。
害の絶滅を図らなければならない。
こと、適切な近隣家屋の養生、ま
第三者最優先主義で工事を進める。

協力会社指導

重層下請業者を含めた協力会社
実施するために提出させる。

- (1) 協力会社の安全及び労務管
雇用管理責任者の選任
作業員の把握と高齢者
雇入れに当たっては、
全衛生教育の実施及び
各種教育訓練及び技能
安全衛生管理体制を整
定期健康診断、特殊健
宿舍施設の整備と適切
一人親方は労災保険に
作業標準書等作成・実
- (2) 協力会社より元請に提出さ
下請業者使用申請書
重層下請業者及び直営
推進者・安全管理者・
理人等)の把握。
機械等持込申請書
持込機械・器具等の事前点検
有資格者報告書

把握し、元請としての指導・対策を
指導する。

当上の配慮。
冊書の発行・雇入時の健康診断・安

責保険に加入するよう指導する。
受ける。

責任者(安全衛生責任者・安全衛生
員・店社安全衛生管理者、作業所代

内容イメージ

作業に必要な各種作業主任者等の確認
作業員名簿
実際に就労する作業員
通勤車両使用申請書
通勤用マイクロバス等

内容イメージ